

防府市産業廃棄物の搬入基準

平成25年11月18日制定

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条及び同条例第18条並びに防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第11条に規定する産業廃棄物の搬入について必要な事項を定めるものとする。

1 遵守事項

廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）に産業廃棄物を搬入しようとする者への遵守事項は、防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設の搬入基準、防府市クリーンセンターリサイクル施設の搬入基準及び防府市一般廃棄物最終処分場の搬入基準において定める遵守事項の例による。

2 搬入車両等の基準

処理施設に搬入できる車両等の基準は、防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設の搬入基準、防府市クリーンセンターリサイクル施設の搬入基準及び防府市一般廃棄物最終処分場の搬入基準において定める搬入車両等の基準の例による。

3 処理施設への産業廃棄物の受入中止

市は、次の各号に該当するときは、処理施設への産業廃棄物の受入を中止することができる。

- (1) 処理施設の定期点検整備を実施するとき。
- (2) 処理施設の設備の故障等により、廃棄物の受入ができなくなった場合
- (3) 気象警報が発表されるなど荒天等により廃棄物の受入に支障が生じる恐れがあると判断したとき。
- (4) 一般廃棄物の処理状況から産業廃棄物の処理が困難と判断したとき。

4 処理施設に搬入することができる産業廃棄物

処理施設に搬入することができる産業廃棄物は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、その限りでない。

- (1) 防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設
 - ア 防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設の搬入基準の別表第1に掲げる一般廃棄物と同等の品目であり、その搬入条件等が守られたもの
 - イ 防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設の搬入基準の別表第2に掲

げる処理できないものを除去しているもの

ウ 1日1事業者につき350キログラム以下、1月あたり700キログラム以下であること。

(2) 防府市一般廃棄物最終処分場

ア 防府市一般廃棄物最終処分場の搬入基準の別表第1に掲げる一般廃棄物と同等の品目であり、その搬入条件等が守られたものであること。

イ 防府市一般廃棄物最終処分場の搬入基準の別表第2に掲げる処理できないものを除去していること。

ウ 1事業者につき1月1.5トン以下、年間12トン以下であること。

5 搬入基準の変更

この搬入基準は、原則1年に1度見直しを行うこととする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。